

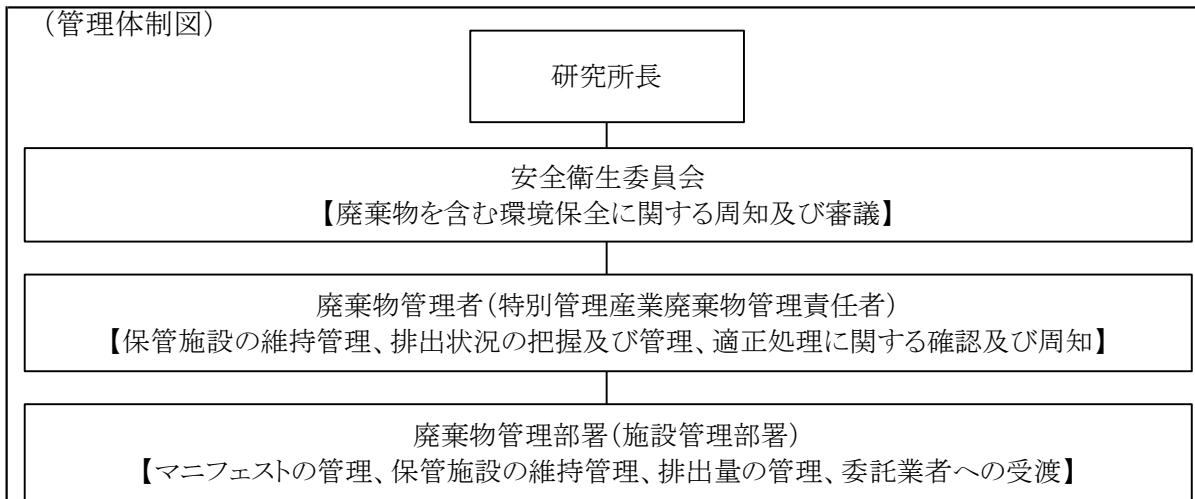
様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 10 日	
大阪府知事 殿	
提出者 住 所 大阪市中央区道修町2丁目1番5号 氏 名 小野薬品工業株式会社 代表取締役 社長 滝野 十一 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 06-6263-5670	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	小野薬品工業株式会社 水無瀬研究所
事業場の所在地	大阪府三島郡島本町桜井3丁目1番1号
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	16：化学工業
②事業の規模	延床面積：46,962㎡
③従業員数	839名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	発生 分析・抽出・実験等 分別 ①感染性廃棄物 ②引火性廃油 ③引火性廃油(有害) ④強酸 ⑤強アルカリ ⑥強アルカリ(有害) ⑦PCB等 ⑧廃油(有害) ⑨污泥(有害) ⑩廃酸(有害) ⑪廃アルカリ(有害) ⑫廃水銀等 中間処理 外部委託 最終処分後残渣 路盤材等に再資源化 一部管理型埋立

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	排出量	77.39 t	31.310361 t
	(これまでに実施した取組) ・実験手法を検討し減量化に努めている。また、感染性廃棄物については分別を徹底する事により減量化に努めている。 ・社内関係者で組織している安全衛生委員会において、毎月1回委員会を開催し、研究関連部署に対し廃棄物の減量化を促進している。 ・所員全体教育研修において、廃棄物（特別管理含む）の分別ルール及び減量化への適正な分別について周知している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	排出量	76 t	31 t
	(今後実施する予定の取組) ・実験手法を検討し減量化に努める。また、感染性廃棄物については分別を徹底する事により減量化に努める。 ・廃棄物分別ルールの見直しを行い、分別を徹底することで排出量の抑制を図る。 ・所員全体教育研修において、廃棄物（特別管理含む）の分別ルール及び減量化への適正な分別について周知する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 適宜、廃棄物分別ルールの見直しを図り、分別方法を最適化している。感染性廃棄物の固形物は医療廃棄専用容器へ、液体はポリ容器に入れて、感染性廃棄物倉庫に、引火性廃油及び引火性廃油（有害）は危険物倉庫に廃棄物の種類ごとに分別保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 適宜、廃棄物分別ルールの見直しを図り、分別方法を最適化する。感染性廃棄物の固形物は医療廃棄専用容器へ、液体はポリ容器に入れて、感染性廃棄物倉庫に、引火性廃油及び引火性廃油（有害）は危険物倉庫に廃棄物の種類ごとに分別保管を行う。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
③引火性廃油（有害）	④強酸	⑤強アルカリ	⑥強アルカリ（有害）
0.49484 t	0.18424 t	0.004801 t	0.005 t
【目標】			
③引火性廃油（有害）	④強酸	⑤強アルカリ	⑥強アルカリ（有害）
0.45 t	0.15 t	0.005 t	0.005 t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
⑦PCB等	⑧廃油（有害）	⑨汚泥（有害）	⑩廃酸（有害）
2.04 t	0.002936 t	0.004706 t	0.0025 t
【目標】			
⑦PCB等	⑧廃油（有害）	⑨汚泥（有害）	⑩廃酸（有害）
1 t	0.003 t	0.0045 t	0.0025 t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
⑪廃アルカリ（有害）	⑫廃水銀等	—	—
0.0005 t	0.052077 t	— t	— t
【目標】			
⑪廃アルカリ（有害）	⑫廃水銀等	—	—
0.0005 t	0.05 t	— t	— t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
③引火性廃油（有害）	④強酸	⑤強アルカリ	⑥強アルカリ（有害）
－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】			
③引火性廃油（有害）	④強酸	⑤強アルカリ	⑥強アルカリ（有害）
－ t	－ t	－ t	－ t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
③引火性廃油（有害）	④強酸	⑤強アルカリ	⑥強アルカリ（有害）
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】			
③引火性廃油（有害）	④強酸	⑤強アルカリ	⑥強アルカリ（有害）
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
⑦PCB等	⑧廃油（有害）	⑨汚泥（有害）	⑩廃酸（有害）
— t	— t	— t	— t
【目標】			
⑦PCB等	⑧廃油（有害）	⑨汚泥（有害）	⑩廃酸（有害）
— t	— t	— t	— t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
⑦PCB等	⑧廃油（有害）	⑨汚泥（有害）	⑩廃酸（有害）
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
【目標】			
⑦PCB等	⑧廃油（有害）	⑨汚泥（有害）	⑩廃酸（有害）
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

⑪廃アルカリ（有害）	⑫廃水銀等	—	—
— t	— t	— t	— t

【目標】

⑪廃アルカリ（有害）	⑫廃水銀等	—	—
— t	— t	— t	— t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

⑪廃アルカリ（有害）	⑫廃水銀等	—	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

【目標】

⑪廃アルカリ（有害）	⑫廃水銀等	—	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	全処理委託量	77.39 t	31.310361 t
	優良認定処理業者への処理委託量	77.39 t	31.310361 t
	再生利用業者への処理委託量	－ t	－ t
	認定熱回収業者への処理委託量	－ t	－ t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	77.39 t	31.310361 t
	(これまでに実施した取組)		
	・年1回、中間処理施設の現地視察を行っている。 ・感染性廃棄物の中間処理後の残渣は土木資材などとして再資源化を行う処理業者を採用している。 ・引火性廃油、引火性廃油（有害）、廃酸（有害）、強酸、強アルカリ、汚泥（有害）、廃油（有害）等の中間処理後の残渣は路盤材やセメント原料として再資源化を行う処理業者を採用している。 ・廃水銀は中間処理後、水銀として再生を行う処理業者を採用している。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
③引火性廃油（有害）	④強酸	⑤強アルカリ	⑥強アルカリ（有害）
－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】			
③引火性廃油（有害）	④強酸	⑤強アルカリ	⑥強アルカリ（有害）
－ t	－ t	－ t	－ t
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
③引火性廃油（有害）	④強酸	⑤強アルカリ	⑥強アルカリ（有害）
0.49484 t	0.18424 t	0.004801 t	0.005 t
0.49484 t	0.18424 t	0.004801 t	0.005 t
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t
0.49484 t	0.072 t	－ t	－ t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
⑦PCB等	⑧廃油（有害）	⑨汚泥（有害）	⑩廃酸（有害）
－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】			
⑦PCB等	⑧廃油（有害）	⑨汚泥（有害）	⑩廃酸（有害）
－ t	－ t	－ t	－ t
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
⑦PCB等	⑧廃油（有害）	⑨汚泥（有害）	⑩廃酸（有害）
2.04 t	0.002936 t	0.004706 t	0.0025 t
2.04 t	0.002936 t	0.004706 t	0.0025 t
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	0.002936 t	－ t	－ t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
⑪廃アルカリ（有害）	⑫廃水銀等	—	—
— t	— t	— t	— t
【目標】			
⑪廃アルカリ（有害）	⑫廃水銀等	—	—
— t	— t	— t	— t
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
⑪廃アルカリ（有害）	⑫廃水銀等	—	—
0.0005 t	0.052077 t	— t	— t
0.0005 t	0.052077 t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	全 処 理 委 託 量	76 t	31 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	76 t	31 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	－ t	－ t
	認定熱回収業者 への処理委託量	－ t	－ t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	76 t	31 t
(今後実施する予定の取組) ・ 年1回、中間処理施設の現地視察を行う。 ・ 感染性廃棄物の中間処理後の残渣は土木資材などとして再資源化を行う処理業者を採用する。 ・ 引火性廃油、引火性廃油（有害）、廃酸（有害）、強酸、強アルカリ、汚泥（有害）、廃油（有害）等の中間処理後の残渣は路盤材やセメント原料として再資源化を行う処理業者を採用する。 ・ 廃水銀は中間処理後、水銀として再生を行う処理業者を採用する。			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	111.492 t	
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト導入済		
※事務処理欄			

【目標】			
③引火性廃油（有害）	④強酸	⑤強アルカリ	⑥強アルカリ（有害）
0.45 t	0.15 t	0.005 t	0.005 t
0.45 t	0.15 t	0.005 t	0.005 t
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t
0.45 t	0.05 t	－ t	－ t

【目標】			
⑦PCB等	⑧廃油（有害）	⑨汚泥（有害）	⑩廃酸（有害）
1 t	0.003 t	0.0045 t	0.0025 t
1 t	0.003 t	0.0045 t	0.0025 t
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	0.003 t	－ t	－ t

【目標】			
⑪廃アルカリ（有害）	⑫廃水銀等	—	—
0.0005 t	0.05 t	— t	— t
0.0005 t	0.05 t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が**50**トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月**30**日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が**50**トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。